

市内で保育所を運営する社会福祉法人に関する問題について

概要

- 市内で2園の認可保育所を運営する社会福祉法人横浜悠久会は、運営をめくり問題が生じたことで、昨年からは、理事不在(暫定的に神奈川県が仮理事を選任)となっていました。法人を所轄する県の指導により、運営正常化を図る第一歩として、理事が正式に選任され、本年9月6日に新体制の理事会が開催されました。
- 9月6日、7日の新聞に本件に関する記事が掲載されましたが、現時点では、法人が運営する市内2か所の保育所は混乱なく、正常に運営されています。

1 法人の概要

(1) 名称	社会福祉法人横浜悠久会 (平成18年2月7日設立)
(2) 所在地	保土ヶ谷区西久保町114-250 昴(すばる)保育園内
(3) 理事 (定数6)	千田惣一(理事長)、鈴木猛(県OB)、安田義昭(県OB)、細谷延(本市OB)、 関谷政幸(川崎市OB)、山崎あや子(元川崎市立園長)
(4) 運営施設	① 昴(すばる)保育園 定員120名(横浜市保土ヶ谷区) ② 洋光台保育園 定員60名(横浜市磯子区) ③ 川崎市立白鳥保育園 定員120名(川崎市麻生区) ④ 川崎市立宿河原保育園 定員95名(川崎市多摩区)

2 経過

- (1) 神奈川県の臨時指導監査から新体制の理事会の開催まで
 - ア 平成22年6月、法人の所轄庁である神奈川県は、「ずさんな法人運営が行われている」との匿名の情報提供を受け、臨時指導監査を実施しました。
 - イ 県の監査の結果、理事6名を改選したとされる平成22年2月の理事会が、実際は開催されていなかったことが判明しました。そのため、県は、当該理事会での役員改選手続きを無効と判定し、同年8月、千田惣一氏ほか旧理事計6名を、法令に基づき職権で仮理事として選任しました。
 - ウ 県は、早急に仮理事会を開催し、理事を選任するよう指導しましたが、仮理事の間で法人の運営方法や人事について意見が対立し、理事の選任には至りませんでした。
 - エ その後、仮理事1名が死去したため、県は、平成23年6月に職権により仮理事(県OB)を選任しました。
 - オ 平成23年9月5日に仮理事会が開催され、千田氏及び県、横浜市、川崎市の職員OBの計5名が理事として選任されました。仮理事であった前副理事長も理事候補でしたが、選任されませんでした。(前副理事長は事務局長を兼務しており、引き続き法人職員として勤務します。)
 - カ 平成23年9月6日に、新しい理事による理事会が開催され、理事長の選任及び欠員1名の理事の選任が行われました。
- (2) 法人の所轄庁の変更について
 - ア 法人が設立された平成18年2月段階では、運営する保育所が横浜市内のみであったため、所轄庁は本市でしたが、法人が平成21年4月から川崎市立保育園の指定管理者となり、運営する保育所が両市にまたがるようになったため、所轄庁が神奈川県に変更されました。
 - イ 平成21年3月までの間、本市が所轄庁として法人の指導監査を行っていましたが、法人運営に関わる特段の問題は把握できておりませんでした。

3 本市内における保育所の運営について

- (1) 保育サービスの提供は、これまでも問題なく行われており、保護者等からの苦情はありません。
- (2) 新聞記事では、川崎市の保育所において、呼吸チェックが行われていないこと等が確認された旨の記載ありましたが、本市内の保育所では問題はありません。

4 今後の対応について

- (1) 新体制の理事会において、法人運営の正常化に向け、予算や事業計画等の重要事項について改めて審議を行います。
- (2) 本市は、県、川崎市と連携し、法人の運営正常化及び各保育所の円滑な運営を支援していきます。

参考 社会福祉法(抜粋)

第39条の3 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。